

◎新潟県告示第499号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり施行する。

平成25年4月2日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 施行者の名称

新潟県

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 南魚沼都市計画下水道事業

(2) 名称 魚野川流域下水道（六日町処理区）

3 事業施行期間

昭和57年3月12日から平成29年3月31日

4 事業地

(1) 収用の部分

昭和五十七年建設省告示第四百二号、昭和五十八年建設省告示第九百三十四号、昭和六十三年建設省告示第十号及び平成三年建設省告示第九百五十一号の事業地のうち、新潟県南魚沼市大字五日町字北原、字町尻、字後島及び字上島、大字奥字幅下及び字野中、大字大杉新田字大谷地及び字河向、大字青木新田字前田、大字津久野字淵脇、大字宇津野新田字前、字上島及び字内島、大字美佐島字小島、字道東、字前島、字佐和田、字上島及び字日焼田、大字八幡字荒神、字下島、字中島及び字石原田、大字六日町字屋敷及び字道東、大字東泉田字前島、大字西泉田字下島、字千溝、字不桂田、字沖、字浦田及び字前島、大字島新田字村北、字関端、字水押、字関添及び字塩沢道、大字上十日町字武台、字長田、字雪旨及び字法道、大字中字大田、字下原、字中原、字上原、字石田及び字天小、大字南田中字川原、字新左エ門田及び字道端、大字大沢字樋渡、大字君沢字日渡、字川原及び字大柳、大字下一日市字公事免、字川原及び字山道、大字上一日市字鳥島及び字川原並びに大字関字本俗及び字柳原を削り、大字五日町字野中並びに字太田地内の事業地を変更する。

(2) 使用の部分

新潟県南魚沼市大字五日町字北原、字町尻、字後島、字上島、字野中及び字太田、大字奥字幅下及び字野中、大字大杉新田字大谷地、大字青木新田字前田、字川向、字川向道東及び字川向大道東、大字津久野字淵脇、大字宇津野新田字前、字上島、字内島及び字川向、大字美佐島字道東、字前島、字佐和田、字上島及び字日焼田、大字八幡字荒神、字下島、字中島、字石原田、字南田及び字前島、大字六日町字屋敷、字道東及び字仲田、大字東泉田字前島、大字西泉田字下島、字千溝、字不桂田、字沖、字浦田、字前島及び字内川向、大字島新田字村北、字関端、字水押、字関添及び字塩沢道、大字上十日町字武台、字長田、字雪旨及び字法道、大字中字大田、字下原、字中原、字上原、字石田、字天小及び字屋替田、大字南田中字川原、字新左エ門田及び字道端、大字大沢字樋渡、大字君沢字日渡、字川原及び字大柳、大字下一日市字公事免、字川原及び字山道、大字上一日市字鳥島及び字川原並びに大字関字本俗及び字柳原地内